社説

貴族院の效用

貴族院の效用は自から重きを持して他をして重きを畏かしめ自から政熱の緩和劑として極端に趨るの弊を防ぐに在り若しも自から政論に關係して喋々の議論を試みるがごときには實際に二個の衆院を設くると同樣にして恰も兩院制の妙所を沒却して一院制の實を行ふものと云はざるを得ず左りとては本來の目的を空うするものに非ずや或は我國の憲法を見れば貴衆兩院は同等一樣の權能を有するものなれば他に對して毫も讓る所なきは無論、實際に政論上に喙を容れて大に氣焰を吐くに非ざれば自から重きを成すに足らずなど思ふ者もあらんなれども是れぞ思はざるの甚だしき者なれ實際には多言決して重きを成さゞるのみならず全く無言にして千鈞の重きを成す者なり試に貴院に於ける皇族議員の地位を見れば開設以來自から可否の數に入らざるの例を成して皇族の中に言て發言したるものあるを聞かず否な議場に出席したるものさへなければも世間の見る所、如何と云へば何人も其不必要を認めざるのみか異實、心の底より尊敬して重きを置かざる者なし重きを成すは決して多言に非ず沈默の中、自から犯す可らざるの威嚴あるを見る可し今の華族の輩は榮譽の點より云へば自から皇族の次に位するの身分にして其貴院に列するは決して學問知識又は政治上の伎倆を以てするに非ずして公侯伯子男と稱する其爵位の結果に外ならず其輩に於て自から考ふるも貴院が他に對して重きを成す所以のものは彼れに非ずして此れに在るを悟るに難からざるみとならん左れば單に十鬱盤の勘定より見るときは華族の如きは恰も無用の長物、國の厄介物、即刻廢止して差支なきが如くなれども實際に社會の事は其だ複雜にして一字一傷を以て律す可き筈にして一字一傷を以て律す可き筈にしても強ひて之を律せんとするときは種々の邊に故障を生じて宜の如くならず却て之が爲めに社會の秩序を擾亂して容易ならざる騒動を見る可し人情界の常態、數字一個の適用せざる所以にして斯る社會に於ては華族の如き時として大に効用を奏するの場合ときに非ず廢止論の如き容易に行はる可らずとして授爵際に其効用は如何と云ふに世人が貴院に重きを置くものは敢て華々の功名を望むが爲めに非ず自身自重、重きを置して自に動かされず却て他の効用を奏するの一事に在るのみ例へば衆院の多數が興奮して極端の議論を唱ふる其議論に正論[illegible]して之を[illegible]するが如きは既に貴院の[illegible]にして甚だ妙なる[illegible]の[illegible]に[illegible]の說を爲さんとす[illegible]貴院の存在を顧みて未だ日に浅せざる中に思ひ返し他の國正を煩はすに至らずして止むみを貴院の效用にして是に於てか始めて他に重んぜらるゝの實を見るものと云ふ可し左れば貴院が政論に熱して衆院と黑白利害を爭ふが如き自から輕んじて本來の效用を失ふものに外ならず即ち貴衆兩院は等しく政論の府に化し去りて其趣は恰も二個の政黨が議場に爭ふの觀を呈し實際に兩院制の效用を無にするものなれば果して斯くあらんには寧ろ始めより一院制として無益の爭を避るの利なるに若かざるなり元來世間の一部には或は一院の說なきに非ず兩院一院の利害論は兎も角もとして我國の社會には華族の一種類を存して恰も兩院の效用を成さしむるの便利あり我輩の望を屬する所なるに若しも貴院自から政論の爭に關係して世間の望を失ひ恰も自から一院制を促すの擧動もあらんには一院の說は次第に勢力を得て或は事實に行はるゝに至るやも知る可らず我輩の斷じて取らざる所なれば貴院に多數を占むる華族の人々は深く此邊に注意して自身自重、他に對して重きを成し以て貴院の效用を空うせざらんみと敢て希望に堪へざるなり

○藩閥政府（二十五）

政論壓抑極點に達す

是より先き民間の政治論は十五六年の頃一時三黨鼎立して都鄙ともに横說文章頗る盛大なりしも板垣と後藤とが手を携へて洋行したる以來自由黨の頭梯は政府に對するに其鋭を收めて氣焰揚らず唯改進黨を攻むるのみにして黨中の策士と呼ばれし古澤滋の如きは何日か井上に丸め込まれて其旗下に屬し小室信夫の如きも亦半政半商の間に出入して其間運輸會社設立以來全く政論を思ひ止りたれば自由黨の內部は殆ど空黨となりて所謂土州派と稱する者の擧動に反覆表裏の事實を顯したれば一時土州派は藤田高三郎の手にて井上に買收せられたりとの評起るに至り土州以外の政客及び大井等の輩なる壯士には或は不平を起し又は衣食に究して四分五裂したるもの少からず從て此輩は屢過激の手段に依りて暴擧に及びたる者あり即ち福島の河野事件を始めとして赤井景韶事件及び越後騒動、加波山一條、秩父騒動、村松愛藏の一條等にして當時改進黨は政府及び自由黨より攻擊せられて防禦の地位に立つのみならず天下不景氣にして機運の到達せざるを察したれば深く鋒を收めて又政論を唱ふるに反し元來眞分子の壯士即ち重もに創業士族と眞民を集めたる自由黨は土州派に抜け出されて自然に解體の姿を顯はしたれども斯く解體したる未曾の輩は自ら壯士と稱して多年を顧れ天下に流浪し田地に別れ公債は實果し故郷へ歸れば親るは單に借金のみにして難關は金に詰まり融通の道も塞がり居るに在來政は主と高楊子を氣取りし氣色は一變して抑借强奪に近き擧動に及び遂に加波山の如き又秩父の如き不法の暴擧を企つる輩もあり短慮の覆轍せに大臣參議と悟死を遂げんとの出るを見るや寧ろ之を以て民黨征伐の口實と爲し遠慮會釋なく民間の政論家を踏潰さんとして集會條例を改正追加し各政黨には地方に支部を設るを禁じ、演說の題號を新聞に廣告するを禁じ、文書を發して他人を誘導するを禁じ、委員を派して地方を巡廻するを禁じ各地方官は演說者に向つて一年若くは二年間其管內にて公衆に演說するの禁を執行せしめ新聞には保證金を納めしめて編輯人、印刷人に懲役の體刑を加へ警視廳はすべて探偵を加入せしめたれば當時の政治家は日ありても公衆に談ずるを得ず、筆ありても思ふ儘に書く事能はず唯有志の懇親會に託して屢々集會を催ほすのみ実れすら警官の臨場臨席しくして抱負の政論を吐き散らすなきしは思ひも依らぬ事なり即ち治安妨害、朝憲紊亂といへる熟語は此頃の法律に依りて製出せられしものにして全國各地の巡査は皆民黨を防止するに此二箇條を以てし辯士若し大聲を發して何か解らぬ言語を弄すれば警官は即ち治安妨害と稱して開場を命じ縣知事は辯士に對して直ちに管內の公會演說を禁止して一言半句の說明も與ふる事なし其抑壓の甚しき實に言語に盡難にして新聞紙の如きも一字一點檢閱官の氣に障はれば停止禁止忽ちに下りて加ふるに編輯人、印刷人は刑事被告人として拘留せられざるを得ず去れば一度組み上げたる版を取り白紙と爲す等の事は此時より始りしものにして結局新聞紙といひ、演說會といふも唯名許りのものと爲り當時政治の眞相は世人の目を塗めて相談するもの少からずと雖も語す所は責任の問題なるが故に官設鐵道の如きは唯從來の慣業規則を改正して商法の文字に適當する責任を引受くるれば國益なき次第なれども有耶無耶なる荷物扱人が斯の如き責任の下に營業するなきは到底思ひ依らざる事にして寧ろ此輩に至りては荷主の不慣れに乘じ今回の商法を曲解して詐欺手段の方策と爲す者の少からざるに至るや知る可からず例へば從來の慣例にては唯一通に限りし運送狀を商法にては數通を出さしむるが如き頗る危險にして若し荷扱人が不正を働かんとすれば隨分他人の貨物に對し公然數通の運送狀を送りて之を別々の銀行に持行き融通の道と爲し特るの手段とも爲す可く又商法にて此運送狀を送り[illegible]なき時は之を拘留して[illegible]止むる事あり即ち之を拘留紀と呼び[illegible]の[illegible]の說を爲さんとす[illegible]の[illegible]は[illegible]の[illegible]は[illegible]の[illegible]は